

第 21 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 25 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 48 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1 番	前谷 篤		
委員	2 番	角丸 章	3 番	猿渡 万里子
	4 番	大原 瞳生	5 番	片桐 幸示
	6 番	渡邊 勝郎	7 番	渡部 延三
	8 番	井上 善博	9 番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匠		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
議案第 1 号	農業経営基盤強化促進 18 条 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号	現況証明願について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 21 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長

<開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、3 番の猿渡万里子委員と、4 番の大原睦生委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、報告第 1 号をご説明いたします。今月も農業者年金政策支援加入申込が 1 件ございました。3 年前に新規就農された、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED] が 2 月 24 日に申出しております。農業者年金本体に加入し、併せて政策支援の加入も申し込むものです。これまでの担当委員の勧めもあり、新規の加入に至りました。

この案件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

では、議案第 1 号をご説明いたします。

農地法第 3 条の申請が 3 件ありましたが、それぞれ関連しますので、申請理由などは後ほど一括してご説明します。まずは申請内容を読み上げます。

最初に 1 番です。出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、受け手の経営面積は田・畠併せて 91,286 m²、労働力は受け手本人の 1 名です。対象となる土地の表示は、西豊沼 90 番 2 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 14,479 m²、以下、記載のとおり合計 4 筆、35,390 m²、図面は第 1 号図、賃貸借の期間は本日から令和 8 年 12 月 31 日までの 4 年 10 か月です。

次に 2 番です。出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は 1 番と同じく [REDACTED] で、経営面積、労働力も同様です。対象となる土地の表示は、西豊沼 100 番 1 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 1,320 m²、以下、記載のとおり合計 3 筆、1,850 m²、図面は第 1 号図、使用貸借の期間は 1 番と同じ 4 年 10 か月です。

最後に 3 番は、出し手・貸主が 1 番と同じ [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、経営面積は田・畠併せて 50,058.14 m²、労働力は 3 名です。対象となる土地の表示は、西豊沼 90 番 2 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 1,220 m² の 1 筆、図面は第 1 号図、使用貸借の期間は 1 番・2 番と同じ 4 年 10 か月です。

さて、これらの申請に至った理由ですが、1 番のとおり出し手の [REDACTED] が身体的に営農が難しくなったため受け手の [REDACTED] に農地を貸したい、[REDACTED] もこの依頼を受けて農地を借りることになり、出し手・受け手の間で合意されたものです。

このため、本来はこの 1 番の申請のみで済む訳ですが、実は農地の境界が少

し入り組んでいるため、2番・3番の申請も必要となりました。この状況を説明しますので、別添1のカラー印刷の資料をご覧ください。

まず上の図は、周辺の地番図と航空写真を重ねたものです。これに関係者の登記上の境界や実際に耕作している区域を示すと、下の図になります。まず赤の線で囲った枠は [REDACTED] が所有する農地、ピンクで網掛けした区域は、[REDACTED] が実際に耕作している所です。同じように、青線の枠は [REDACTED] の所有、水色は [REDACTED] が耕作している区域です。

これで分かりますように、②の部分は、[REDACTED] の土地ですが、[REDACTED] が耕作していて、③の部分は、逆に [REDACTED] の土地ですが [REDACTED] が耕作しています。そもそも水田の形が土地の境界と異なっていて、この状況は何十年も前から両者の間で合意されていたと聞いています。

そして今回の申請は、[REDACTED] が耕作している区域を [REDACTED] に貸したいということですから、まず①の区域は [REDACTED] の土地ですので、特に問題なく、[REDACTED] から [REDACTED] へ賃貸借することになります。次に②、この番号は議案の番号と符合していますが、ここは [REDACTED] が耕作していますが [REDACTED] の土地ですから、[REDACTED] から [REDACTED] へ使用貸借とします。さらに、③は [REDACTED] の土地で浦さんが耕作してきましたので、この機会に、[REDACTED] から [REDACTED] へ正式に使用貸借するというものです。

以上が別添1の説明となります。このように土地の境界と実際に耕作している区域が明らかに異なることは、現実として多々あります。もし土地を売買する場合は、事前に測量して境界を変更する登記が必要となります。賃貸借や使用貸借の場合は、測量・登記をしないまでも、今回のように整理しておくことが後のトラブルの防止にもつながると考えています。

最後に、この案件に関する要件の確認ですが、別添2から4の調査書のとおり、全ての要件を満たしているため、許可できる案件です。以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

では、ご説明いたします。

この案件は、第3種農地を転用して一般住宅を建てようとするものです。

では申請内容ですが、土地所有者・譲渡人は、[REDACTED]

[REDACTED]、転用計画者・譲受人は [REDACTED]、土地の表示は、空知太西6条8丁目331番60、地目は公簿が田で現況が畑、面積432m²の1筆です。

転用の目的は、一般住宅1棟、庭、駐車スペース、雪捨場などの建設のためであり、農地の区分は、砂川市都市計画において第1種住居地域として用途指定されていますので第3種農地、図面は第2号図のとおり、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可の日から永年、資金計画は事業費3,130万円の全額を金融機関からの借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別添5にまとめているとおりです。最後の頁、総合判断の欄に記載していますが、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても

会長
全員
会長
全員
会長
会長
事務局

- 特段問題はありませんので、許可相当と認められます。
- 以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。
- 会長 全員 会長 全員 会長
- 只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。
- 質問・意見がないようですので、本件を許可相当としてよろしいですか。異議なし。
- それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。
- 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番と2番を、事務局より説明願います。
- 事務局
- では、1番と2番をご説明いたします。いずれも新たな賃貸借の契約です。
- まず1番、計画番号は令和3年度賃第22号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さん、出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在等は東豊沼106番1、地目は公簿・現況とも田、面積6,230m²、以下、記載のとおり合計4筆、26,497m²、対価は担当委員が調整のもと双方の話し合いにより年額222,000円、これは水張面積に単価10,000円を乗じた額、支払期限は11月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和5年12月31日までの1年10か月、法律関係は賃貸借、図面は第3号図に示しています。この案件の要件確認は、別添6の調査書のとおり全て要件を満たしているため、決定できる案件です。
- この賃貸借に至った経過としましては、この農地は昨年末までを期限として [REDACTED] に賃貸借されていましたが、 [REDACTED] が別の新たな農地約5.8haを借りて規模拡大しましたので、この農地は再契約せず、近隣で営農する [REDACTED] が借りることになったものです。
- 次に2番、計画番号は令和3年度賃第23号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・貸主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在は、西豊沼204番1、地目は公簿・現況とも田、面積16,426m²、以下、記載のとおり合計6筆、34,737m²です。対価は年額138,800円ですが、これは農地保有合理化事業のルールに基づいて、公社が前の所有者である [REDACTED] から農地を購入した価格の2%相当額でございます。対価の支払い方法等は12月10日までに指定口座に振り込むこと、賃貸借の期間は本日から令和9年1月24日までの4年10か月、法律関係は賃貸借、図面は第4号図を参考にしてください。要件の確認は、別添7の調査書のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できるものでございます。
- この案件に関しては、1月の定例総会で [REDACTED] から北海道農業公社へ農地を売買することを決定していましたが、その後、所有権移転の登記や土地代金の精算も済みましたので、今度は公社から [REDACTED] へ約5年間、農地を賃貸借するものです。
- 説明は以上です。よろしくお願ひします。
- 会長 全員 会長
- 只今、議案第3号の1番と2番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
- なし。
- 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

- 全員
会長
- 異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。
- 事務局
- では、次に、議案第3号の3番を事務局より説明願います。
ではご説明いたします。
3番は売買の案件でございます。
計画番号は令和3年度所第7号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・譲渡人は [REDACTED]、受け手・譲受人は [REDACTED]、農地の所在は、東豊沼15番1、地目は公簿・現況とも田、面積20,986m²、以下、記載のとおり合計16筆で59,539.44m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより7,500,000円、これは地積に単価144,230円を乗じたもので、対価の支払い方法等は11月末日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日、法律関係は売買、図面は第5号図に示しています。また、要件の確認は、別添8のとおり、全ての要件を満たしていますので、決定できる案件です。
- この売買に至った経緯を申し上げますと、4年前から昨年末まで、[REDACTED]から[REDACTED]へ賃貸借されていましたが、契約更新の時期を迎えていましたが、[REDACTED]は農地を手放したいと、一方の[REDACTED]は条件が合えば借りるより買い入れようかと考えていましたが、推進員の調整により、売買に至ったものです。
- 以上、3番の説明といたします。よろしくお願ひいたします。
- 会長
- 只今、議案第3号の3番の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 全員
会長
- 不し。
- 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
- 全員
会長
- 異議なし。
- それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
- 事務局
- 続きまして、議案第4号「令和4年度 砂川市農業委員会 事業計画、案について」事務局より説明願います。
- ではご説明いたします。
- <別紙1に沿って説明>
- 以上です。ご審議をよろしくお願いします。
- 会長
- 只今、議案第4号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。
- 全員
会長
- 不し。
- 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
- 全員
会長
- 異議なし。
- それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
- 会長
- 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
- 全員
会長
- 不し。
- 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。
- 事務局
1. 議会関連報告（事務局長）
 2. 令和3年度女性の農業委員会活動推進シンポジウム（猿渡委員）
 - ・日 時 3月11日（金）
 - ・形 式 オンライン
 - ・対 応 猿渡委員

3. 令和4年度空知農業委員会連合会第1回役員会・通常総会（事務局）

- ・日 時 4月7日（木）
- ・形 式 岩見沢平安閣（岩見沢市）
- ・対 応 関尾会長・中村事務局長

4. 令和4年度全国農業委員会会長大会及び中央要請運動の中止（事務局）

- ・5月30日・31日に予定せっていましたが、新型コロナウイルス感染の状況が予測できないため中止するとの連絡がありました。

5. 農地流動化アンケートの集計（事務局）

別添9のとおり集計しましたので、活動の参考にしてください。

- ・配布 281部
- ・回答 204部 (72.6%)
- ・規模拡大 27件 (13.2%)
- ・規模縮小・離農希望 48件 (23.5%)

6. 農業委員会だより（令和4年春号）の配布（事務局）

- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
- ・発行時期 4月上旬
- ・配定期限 5月上旬

7. 農業委員会による最適化活動の推進（事務局）

これまで、例年5～6月に「〇年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定し、翌年、点検・評価を行っていましたが、農林水産省より令和4年度から制度を変更する旨の通知がありました。今後は、毎年、次の取り組みを進めることとなります。

- 3月末まで（令和4年度分は4月以降迅速に）
「〇年度最適化活動の目標の設定等」を策定
- 翌年5月末まで
「〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価
- また、新たに、個々の農業委員が最適化に関する活動を詳細に記録し、翌年、その活動を点検・評価することとされました。
- 翌年4月末まで
「農業委員会活動記録簿」を提出
- 翌年5月末まで
「〇年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」により点検・評価

これら「農業委員会による最適化活動の推進」の対応について、検討委員会で協議し、次回の定例総会において審議します。

- ・4月中旬 検討委員会の開催
(検討委員：会長、会長職務代理者、議席番号6～9番の委員)
- ・4月25日 第22回定例総会において審議

8. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記録し、3月分を事務局に提出してく

ださい。

9. 令和4年度の活動記録簿（事務局）

- ・「7. 農業委員会による最適化活動の推進」のとおり新たな活動記録簿の記入を求められているため、「2022年農業委員会活動記録セット」がまだ出来ておらず、次回の定例総会で配布する予定です。4月分は「2021年農業委員会活動記録セット」にご記入ください。

10. 令和4年度予算における市独自の補助事業（事務局）

11. [REDACTED]解散や水活見直し等により懸念される耕作放棄の対策（事務局）

12. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長
只今の説明について、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。
次回は4月25日、月曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員